

さいたま市監査委員告示第51号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年4月7日付けさいたま市監査委員告示第13号で公表した財政援助団体等監査（出資団体）の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和7年11月5日

| | | | | |
|-----------|---|---|---|---|
| さいたま市監査委員 | 井 | 山 | 剛 | 之 |
| 同 | 工 | 藤 | 道 | 弘 |
| 同 | 阪 | 本 | 克 | 己 |
| 同 | 金 | 井 | 康 | 博 |

指摘事項等措置報告書

スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

| 指 摘 事 項 等 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 公益財団法人さいたま市スポーツ協会</p> <p>ア 財務諸表に対する注記において、投資有価証券を保有しているにもかかわらず、重要な会計方針に、「有価証券の評価基準及び評価方法」を記載していなかった。また、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載していなかったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>イ 賞与引当金において、貸借対照表に賞与引当金を計上しているにもかかわらず、附属明細書に、賞与引当金の明細を記載していなかった。また、公益財団法人さいたま市スポーツ協会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第44条第3号の引当金の計上基準において、賞与引当金に関する規定を定めていなかったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第21条第1項及び認定法施行規則第27</p> | <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 公益財団法人さいたま市スポーツ協会</p> <p>ア 公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対して、財務諸表に対する注記の作成を適正に行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、顧問税理士指導の下、令和7年度決算では記載すべく、会計処理の適正化を図っております。</p> <p>イ 協会に対して、賞与引当金について、附属明細書及び会計処理規程の作成を適正に行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、顧問税理士指導の下、令和7年度決算では記載すべく、会計処理の適正化を図っております。</p> <p>また、会計処理規程第44条第3号に賞与引当金の計上基準を追加することを検討しております。</p> <p>ウ 協会に対して、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、当該</p> |

| | |
|---|--|
| <p>条によると、「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」を作成し、主たる事務所に備え置かなければならないとされている。</p> <p>しかし、当該書類の作成及び備え置きをしていなかったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>書類を作成し、備え置きました。</p> |
| <p>エ 貸借対照表の記載において、期末時点の現金の実際有高と、総勘定元帳の現金勘定に計上されている残高が異なっているにもかかわらず、総勘定元帳に計上されている残高を、現金期末残高として、貸借対照表の現金預金科目に計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>エ 協会に対して、貸借対照表について、適正に計上するよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、差額については、令和6年度に適正に処理しました。</p> <p>また、今後は、現金の実際有高と、総勘定元帳の現金勘定に計上されている残高を突合し、一致していることを確認した上で貸借対照表の現金預金科目に計上します。</p> |
| <p>オ 会計処理規程第44条に基づく退職給付引当金の計上において、公益財団法人さいたま市スポーツ協会職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）に規定されていない支給率を用いて、期末退職給付の要支給額を算定し、退職給付引当金を計上していくので、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>オ 協会に対して、退職給付引当金について、適正に計上するよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、顧問税理士指導の下、令和7年度は公益財団法人さいたま市スポーツ協会職員退職手当規則に規定されている支給率を用いて、期末退職給付の要支給額を算定し、退職給付引当金を計上します。</p> |
| <p>カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条にお</p> | <p>カ 協会に対して、指摘事項について、適正な事務処理を行うよ</p> |

| | |
|--|--|
| <p>いて準用する第97条によると、理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置かなければならぬと規定されているにもかかわらず、備え置いていない議事録があったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>う指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、議事録等の書類の整理を実施し、事務処理の適正化を図っています。</p> |
| <p>キ 労務管理において、職員と36協定を締結していなかったので、労働基準法第36条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>キ 協会に対して、労務管理について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、顧問社会保険労務士指導の下、36協定を締結しました。</p> |
| <p>ク 期末手当及び勤勉手当の支給において、調整手当額の算定誤りなどにより期末手当額及び勤勉手当額に誤りがあったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>ク 協会に対して、期末手当及び勤勉手当の支給について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では差額を計算し、支給する予定です。</p> |
| <p>ケ 退職手当の支給において、退職手当規則に規定されていない支給率を用いて、退職手当額を算定し、退職手当を支給していたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>ケ 協会に対して、退職手当の支給について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、顧問税理士指導の下、令和6年度末の退職者には退職手当規則に規定されている支給率を用いて、退職手当額を算定し、退職手当を支給しました。今後も適正に支給します。</p> |
| <p>コ 会計処理規程第26条によると、出納責任者は、現金について</p> | <p>コ 協会に対して、現金照合について、適正な事務処理を行うよ</p> |

| | |
|---|---|
| <p>毎日の現金出納終了後、その有高と帳簿残高を照合しなければならないとされている。</p> <p>しかし、毎日の現金照合を行っていなかったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>サ 会計処理規程第27条によると、会計事務責任者は毎月20日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行い、これを会計責任者を経て経理責任者へ提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、前回の指摘にもかかわらず、収支月計表を作成していないかったので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>シ 認定法第18条によると、公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産は、寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除いて、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないとされている。</p> <p>しかし、賛助会員の会費について、公益目的事業以外に使用することが定められていないにもかかわらず、一部を法人会計に計上し管理費に充てていたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ス スポーツ少年団種目別部会等</p> | <p>う指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、現金の日計表を作成し、毎日の現金照合を行っています。</p> <p>サ 協会に対して、指摘事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、会計システムから出力される日計表を月次単位で集計し、収支月計表として利用します。</p> <p>令和7年10月分収支から運用開始します。</p> <p>シ 協会に対して、賛助会員の会費について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受け、協会では、顧問税理士指導の下、賛助会員規程等に賛助会員の会費を公益目的事業以外に使用する場合の使途とその割合を定めることを検討しております。</p> <p>ス 協会に対して、スポーツ少年</p> |
|---|---|

| | |
|--|--|
| <p>助成事業において、助成金の支給基準を定めていなかったので、金額等の基準を明文化して、適正な事務処理を行うべきである。</p> | <p>団種目別部会等助成事業における助成金について、適正な事務処理を行うよう指導しました。これを受け、協会では、金額等の基準の作成を検討しております。</p> |
| <p>2 意見</p> <p>(1) 固定資産及び備品の管理について</p> <p>固定資産について、会計処理規程に規定はあるが、管理方法に関する具体的な手順は定められていない。実地調査において、一部の固定資産では、固定資産台帳と現物の照合を行っていないことを確認した。また、固定資産ラベルが貼付されていないため、同種の固定資産を複数購入しているものについて、固定資産台帳に登録されている固定資産と照合できない事例を確認している。これらの状況を踏まえて、会計処理規程に固定資産の具体的な管理方法や手順を定めるなど、固定資産の適正な管理について検討し、実行していくことを望むものである。</p> <p>備品については、規程等に備品に関する定めがないことから、固定資産と同様に、備品の範囲や管理方法、手順を具体的に定めるなど、備品の適正な管理について検討し、実行していくことを望むものである。</p> <p>【公益財団法人さいたま市スポーツ協会】</p> | <p>2 意見</p> <p>(1) 固定資産及び備品の管理について</p> <p>これを受け、協会では、備品の整理を実施しました。また、固定資産や備品の管理を適正化すべく、具体的な管理方法や手順について定めることを検討しています。</p> <p>【公益財団法人さいたま市スポーツ協会】</p> |

(2) 団体の事務処理の見直しについて

今回の監査において、必要な決裁を取らずに手続きが進められていた、手順とは異なる事務処理が行われていたなど、不適切な事例が複数見受けられた。

事務処理誤りの未然防止、再発防止の観点から、団体の諸規程を再確認するとともに、マニュアルやチェックリストを作成し、業務内容を職員間で共有するなど、団体全体の課題と認識し、改善していくよう組織的に取り組まれたい。

【公益財団法人さいたま市スポーツ協会】

(2) 団体の事務処理の見直しについて

これを受け、協会では、団体の諸規程を再確認することやマニュアルやチェックリストを作成して業務内容を職員間で共有することを検討し、事務処理の適正化を図っています。

【公益財団法人さいたま市スポーツ協会】